

令和3年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年1月25日
開催年月日 令和3年1月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 13時47分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	12	高田 幸好
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
7	小埜 一博		第2区域 野村 五郎
8	山口 俊司		第4区域 齊藤喜久夫
9	染野 嘉明		

○欠席委員

第1区域 中井 孝志

第3区域 染野 亘志

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請2件について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (4) 農作業料金・農業労賃について
- (5) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(6) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、遅いんですけども、おめでとうございます。本年もよろしくお祈いします。

お天気のほうも、大分長い間雨降らないで、このところ2日ばかり降って、農家の人には本当にいいお湿りだったんじゃないかと思います。その割に、コロナのほうは大変なことになっております。今、事務局のほうで言ったとおり、委員の方を減らしてまでやらなくちゃならないと。できれば、書面決議ができればいいんですけども、法律上そういうことはできないということで集まっているわけですが、何となくじわじわと迫ってくるような雰囲気があります。

これからは、かからないようにいろいろ自分で警戒して、全員の方出席できるようにしたいと思いますので、ご協力のほうよろしくお祈いします。じゃ、よろしくどうぞ。

○事務局長 ありがとうございます。早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお祈いします。

ただいまの出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

1番、堀口榮一委員、2番、井上ゆかり委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に1番、堀口榮一委員、2番、井上ゆかり委員を指名いたします。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を———氏所有農地として取得するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 こちらにつきましては、先月同様に今月の農業委員会につきましても、コロナウイルスの感染拡大防止への取組のために、会議時間短縮のため、議案資料と事務局説明資料を事前に送らせていただいたので、委員の皆様には事前にお目通しをさせていただいていると思いますので、事務局の口頭説明につきましては、省略させていただき、不明な点等ありましたら質疑応答で対応いたしますので、事務局の説明は以上になります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、野村五郎推進委員の説明をお願いします。

○野村五郎委員 野村です。22日に事務局の浅見さんと櫻井さんと私で現地見てまいりました。

この畑は、日当たりの良いところで、管理のしやすいようなところなんですけれども、譲受人の——さんは、家の前の畑なんで、非常によいと思いますので、ご審議お願いいたします。

○議長 野村五郎委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。5番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 5番、櫻井です。

先ほど、推進委員の野村さんのほうからお話ございましたように、1月22日事務局の浅見さん、私、野村さん3名で現地の確認をいたしました。

この——さんというのはうちの同じ組合なので、昔からよくお話ししておりました。知っております。これは、——さんというのは、——さんの妹で、遺産相続のときにこの土地を遺産相続でもらったということなんですけど、何しろ、これ見てもらうように——市なので、この土地を管理するのが大変だということで、——さん、兄さんなんですけれども、それに贈与するということで、所有権移転となりました。

現地調査しましたけれども、きちんとされていますので、特に問題ないので、ご審議よろ

しくお願いいたします。

以上です。

○議長 櫻井汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございます。異議ないと認めます。

よって、本件は許可することに決定しました。

◎農地法第4条の規定による許可申請2件について

○議長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議とします。

農地法第4条番号1、番号2、同じ申請者で関連がありますので続けて審議いたします。

農地法第4条番号1、———氏より許可申請があった進入路について、番号2の駐車場の1件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号につきましても、議案資料と事務局説明を送付させていただきましたので、説明省略させていただき、不明な点は質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 1月22日に、高橋委員と浅見さん3人で現地を確認させていただきました。

説明文にあるとおり、もう既に宅地というか住んでいて、両親が亡くなって新しく家を建てたいということですが、自宅前のところが調べてみたらまだ畑になっていたということで、追認として県道からの進入道路と、空手の道場やっているんですけども、空手の道場の駐車場として今後使っていきたいということで、両方とも既に畑に戻すのは困難ということで

ございますので、やむなしというふうを考えております。よろしくお願いたします。

○議長 齊藤委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

3番、高橋満委員の説明をお願いします。

○3番高橋 満委員 3番、高橋です。

今月の22日に、現地確認に行つてまいりましたので、報告いたします。

先ほどの齊藤委員のご説明のとおりでございます。事務局のほうからも書面で詳しく説明していただいておりますので、よく読んでいただければと思います。写真を見れば分かるんですが、進入路の駐車場、宅地と一体化しております。よくなじんでおります。周りに悪い影響はないと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長 高橋委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

初めに番号1、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて番号2、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、異議はございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 番号、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件について議題といたしま

す。

農地法第5条番号1、~~————氏所有の農地を————~~
~~————所有の駐車場へ一時転用するため、許可申請について審議いたします。~~

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号につきましても、議案資料と事務局説明送付させていただいておりますので、説明省略しましてご不明な点は質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、野村五郎委員の説明をお願いします。

○野村五郎委員 野村です。

22日に事務局の浅見さんと櫻井さんと私で3名で現地を見てまいりました。この場所はゴルフ場から太陽光の電気を引いて設備するところの場所なんですけれども、この場所は、一時的に工事するための駐車場ということでなっていますので、別に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 野村五郎委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

5番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 5番、櫻井でございます。

先ほどの野村五郎推進委員の話のとおり、~~——区で————~~のすぐ側の土地でございます。見てもらうと、脇が何て言うんだろう、公道になっているんだよ。そこの奥で工事現場でやるんで車が入らないということで一時的な転用なので、終われば元に戻るというような話を聞いております。ですから、この件に関しては特に問題がないと思います。

以上でございます。審議よろしくお願ひいたします。

○議長 櫻井汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農作業料金・農業労賃について

○議長 続いて議案第4号 農作業料金・農業労賃についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第4号につきましても、議案資料と事務局説明送付させていただいておりますので、説明省略しましてご不明な点を質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

続いて、本件に対する採決を行います。

本件は、事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は事務局の案のとおり埼玉県農業会議に報告すること決定します。

◎農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長 続いて議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第5号につきましても、議案資料と事務局説明を送付させていただいておりますので、説明省略させていただき、質疑応答で対応いたします。

事務局の説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○齊藤委員 はい。

○議長 では、齊藤推進委員。

○齊藤委員 1点ちょっと聞きたいんですけども、私見てないんですけども、ここの1にあります議事録の公表を適切に実施して、議事の公正をの部分なんですけれども、これどの辺までやっているかちょっと全然理解してないんですが。例えばホームページに載つけて、このAさんの案件はこういう反対が出たとか、こういう賛成が出たとか、そこまで載せているのか、その辺のあれがよく分からなかったんですけども。

○議長 それでは事務局。

○事務局 事務局から説明させていただきます。

議事録については、長瀬町は長瀬町のホームページ上に議事録を上げさせていただきます。議事録についてはでき次第ホームページのほうにアップロードしています。議事録の内容につきましては、個人が特定されない範囲内で伏字にして議事録を公表しております。内容としては、ほぼほぼ皆さんが総会に出て出席していただいて発言した内容をそのままほぼほぼ載っているような状況になります。

○齊藤委員 分かりました。見てもいないで質問しちゃって申し訳ないんですけども。

一応議事の内容については、時期が来て、時間差を開けて載ってる。

○事務局 そうですね。はい。

○齊藤委員 過去、例えば2年とか1年とか、そういうずっとある。

○事務局 まだ載っています。

○齊藤委員 分かりました。すみません。ありがとうございます。

○議長 他に何かございますか。

ございませんのでこれで質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、事務局説明のとおり長瀬町農業委員会として法令遵守の申し合わせ決議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は申し合わせ決議とすることに決定します。

以上で農業委員会の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、2月の委員会日程でございますが、2月の委員会は、25日木曜日1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日木曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局、他にございますか。

○事務局 事務局から先月の農地転用の許可状況をご説明します。先月の農地法第5条の3件なのですが、令和3年1月20日付で承認となりました。

以上になります。

○議長 以上で議題は終了しました。

これで本日の議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後1時47分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年1月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 堀 口 榮 一

署名委員 井 上 ゆかり